

佐藤栄治議員に対する議員辞職勧告決議について

令和7年6月18日に提出された伊達市長申し入れ書（「議会一般質問における発言について」）による本会議一般質問の発言内容虚偽疑惑に関し、伊達市政治倫理審査会が設置された。

審査の結果、佐藤栄治議員が伊達市議会議員政治倫理条例第3条第1項第7号に抵触していることが判明した。

伊達市議会議員政治倫理条例第3条第1項第7号は、市議会議員のみならず社会人として最低限守るべき規範のひとつであり、それに抵触することは市民の負託を受けた議員としてあってはならないことである。

また、伊達市議会基本条例第23条では、「議員は、市民全体の奉仕者として政治倫理の確立と向上に努め、常に良心に従い誠実かつ公正にその職務を行わなければならない。」と規定されている。

よって、佐藤栄治議員は、市議会議員としての政治的、道義的責任を免れず、議員職にとどまることは、市民感情からして許されるものではなく、事態の大きさを真摯に受け止め、速やかにその職を辞することを勧告する。

以上、決議する。

令和7年9月25日

伊 達 市 議 会